

## 公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 自動車使用（貸出）要綱

第1条 公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（シルバー人材センター（以下「センター」という。）の自動車を、就業のため必要として使用しようとする会員（運転免許所持者）は、運行に関して安全運転管理者又は運行管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の使用する会員は、センターの定める使用料を支払い、指示に従わねばならない。

第2条 運転者は法令に基づく運転責任を負うものとし、無断で運転、又は法令違反による事故賠償については全額運転者負担とする。

第3条 事故発生の際は速やかに別紙様式により管理者に報告しなければならない。なお、事故賠償については、センター加入の保険で対応するが、免責額については運転者が負担するものとする。

第4条 車両の整備点検についてはセンターで実施する。

2 日常点検は、原則として運転者が行うものとする。

第5条 使用後は運転日報を記入し、指定場所に保管する。

第6条 この要綱に関して必要な事項は理事会で定める。

### 附 則

1、この要綱は平成7年11月10日から施行する。

2、この要綱は平成11年9月 日から（一部改訂）する。

3、この要綱は平成24年4月1日（公益社団法人移行認定登記の日）から施行する。

## 別紙

当 セ ン タ ー 自 動 車 事 故 報 告 書				
報告年月日	平成 年 月 日		報告者氏名	
事故発生年月日	平成 年 月 日			
事故発生場所	佐倉市			
運 転 業 務				
公益社団法人佐倉市シルバー人材センター			相 手 方	
所 属				
車 種	車 輛 名		車 輛 名	
	車 輛 番 号		車 輛 番 号	
運 転 者	所 属	職 氏 名	氏 名	住 所
同乗者				
車 輛 又 は 物 の 破 損 の 程 度				
事 故 の 概 要				
備 考				

備考欄には車輛又は物の破損の程度について修繕費等概略見積もれるものは  
摘記すること。